

兼業問題についての覚書

— OECD 報告書を中心に —

松 浦 利 明

一 はじめに

OECD は一九七七年から八年にかけて、兼業問題をテーマとして、三冊の報告書を出した。*Part-Time Farming in OECD Countries* という表題で三分冊の形をとっており、第一分冊は、西ドイツ、日本、ノルウェー、アメリカの四カ国で、比較的兼業化率の高い国を対象にしている。第二分冊は、オーストリア、フランスの主レポートと、その他八カ国の要約的報告であり、第三分冊が総括報告となっている。

OECD は以前にも『低所得農業』(*Low Income in Agriculture, Problems and Policies*, 1964)、『農業構造改善政策』(*Structure Reform Measures in Agriculture*, 1972)と

いった構造問題を扱ったレポートを出しており、今回の兼業問題もこうした系列につながるものとして考えることができる。いずれにしても兼業問題に焦点をしばったOECD一四カ国の各国別検討と総括は、兼業問題の国際研究にとっては画期的なことであり、素材としても高く評価してよい。

OECD 報告と前後して、兼業問題については、二つの研究機関で国際シンポジウムが持たれ、それぞれ報告書が出されている。一つはカナダのゲルフ大学地理学科の主権によるもので、*Part-Time Farming, Problem or Resource in Rural Development*, ed. by A. M. Fuller and J. A. Mage, 1976 というタイトルで刊行されているし、もう一つはロンドン大学ワイカレッジにあるヨーロッパ農業研究センターによる *Part-Time Farming: Its Nature and Implications*, 1977 である。これらを併せ考えると、近年兼業問題が国際的にも共通して注目されるようになってきたことが判るが、本稿ではOECDの報告書を中心に、兼業問題の幾つかの側面について考えてみたい。なお報告書は現状分析と政策に分れているが、今回は政策の部分を対象から外し、実態の部分について取り上げることにした。

二 兼業経営の定義

兼業経営の国際的な比較に際してまず問題になるのは、兼業

経営の定義の多様性と経営統計の不備である。OECDレポートを見しても、兼業経営概念についての著しい不統一が認められる。もともと統計の問題としては、兼業経営の定義より先に、農業経営の定義が問題となろう。この点について統計上明確な経営概念が確立しているわけではなく、多分に便宜的な形で処理されているといつてよい。たとえば日本の場合には経営耕地一ヘクタール（西日本では〇・〇五ヘクタール）以上が一応統計上の農家とされているが、この基準は国際的には極めて低い⁽¹⁾ということができ、それだけ広い範囲の経営が統計の対象になっている。従つて、兼業農家率を比較する場合にも比較基準の分母が必ずしも厳密な意味を持たないことになり、兼業率の国際比較がそれ自体としては余り説得力を有しないことになる。兼業経営概念については本報告ではこれ以上問題にしないが、日本の場合は最も極端なケースで、これが日本の兼業率を著しく高くしている点だけは指摘しておく必要がある。

さて兼業経営の定義でまず問題になる点は、兼業を行う主体の範囲、つまり個人か家族かという問題と、基準として労働時間か所得かという問題である。

最初の対象主体の問題では、本レポートで認められる形態としては、(a)経営主、(b)経営主夫婦、(c)農家全世帯員の三つがある。従来、日本の農家世帯員という兼業規定に対し、欧米では経営主の性格による規定という風にいわれて来た。しかし本レ

第1表 兼業経営の規定

——フランスの場合——

経営主 他 ⁽²⁾ の家族員	経営主の就業タイプ		
	(1) 農業にフルタイム	(2) 農業にフルタイムが農外就業せず	(3) 農外就業
(a)農業以外に就業せず	1 a	2 a	3 a
(b)農外就業	1 b	2 b	3 b

出所：A. Brun, P. Lacombe et C. Laurent, "La Place des agriculteurs à temps partiel en France", *Economies et Sociétés, Cahiers de l'ISEA*, Série AG. N° 10, 1972.

が挙げられる。⁽²⁾ここでは経営主と経営主以外の家族に分けてそれぞれ農業就業、他就業をみるという形をとっている。第一表の表記に従えば、1bと2bは家族員だけの兼業であり、これに3aと3bの経営主兼業を加えれば、最も広義の世帯兼業規定がえられる。このフランスの兼業規定は現在のところ欧米でも極めて珍しいケースといえるし、当のフランスでも六三年と六七年の調査に使用されただけで、七〇年センサスでは経営主だけの兼業規定に戻っている。しかしこうした規定を採用しようと思え

ポートでも
る限りでも
この点につ
いては若干
の修正が必
要のように
思われる。
日本に最
も近い形で
兼業経営を
捉えようと
した例とし
ては、フラ
ンスの場合

ば、農家世帯員全部について、農業就業と他産業就業が調査されていなければならない。

次に経営主夫婦という単位で規定する方法も、幾つかの国で見られる。オーストリアの七一年センサスでは、経営主夫婦の労働時間が尺度となっているし、西ドイツの場合も、経営主の労働配分のほかに、経営主夫婦の所得が専兼区分の指標に使用されている。

その他の国では経営主基準が一般に使われているが、EC農業構造調査でもみられるように、経営主基準を越える尺度で兼業経営を把握しようという傾向は出て来ているように思われるが、ただその場合どこまで範囲を広げるのが妥当かという問題は残っている。近い将来他出が予定され、所得としても独立しているような世帯員の他産業就業まで農業経営の性格規定に際し考慮すべきか否かはもち論疑問がある。また逆に近年の農業技術の発展が省力化の方向で作用し、家族労働力の就業分化を結果している点を考えると、経営主だけで経営の性格を判断することも同様に問題があると考えられる。日本では経営主とならんで後継者の就業状態が統計的に把握されているが、欧米の場合、後継者の就業状態についての把握はまだなされておらず、むしろ経営主の妻の就業の方が問題にされている。

次に労働時間か所得比率かという点では、第一義的には労働時間が兼業経営判定の尺度といえるが、日本や西ドイツでは二

つの尺度が同時に使用されている。労働時間が使われる場合も、アメリカ、カナダ、フィンランドのように農外就労日数が絶対量として把握されそれで分類される場合と、農外就労量と農業就労量の相対比率で区分される場合の二つがある。後者の場合、特殊な調査を除けば、経営者の主観的な判断に従って区分されることになるから、前者に比べると精度は落ちよう。

時間基準にくらべ、所得基準は金額が問題になる場合でもその把握が難しいし、精度も低下する。また所得の場合、国によっては農外就労所得だけでなく、年金所得や財産所得がこみになっているケースがある。この場合はリタイヤー経営（年金取得者）が含まれてくるが、就労時間をとれば、この種の経営が兼業経営として出てくることはなく、逆に専業経営の方に出てくる可能性はある。従って経営統計ではこうした年金者経営は始めから別に取り出すような処置が必要になって来よう。そうしなければ、その部分が兼業経営に含まれたり、専業経営に入ってきたりして、混乱の原因になる。OECDの報告書の中で始めから年金者の営む経営が統計上別扱いになっているのは、オランダとアメリカだけである。西ドイツの七一年センサスでも勤労所得以外の非農業所得を得た経営が把握されており、次に兼業経営の純化の方向に動いて来ているように思われる。兼業の中心問題はあくまで二重就業にあるのだから、原則として就労時間を尺度にすることが妥当な方法といえよう。

このレポート提出国の中で特異な兼業経営の把握をしている国が二、三ある。それは直接兼業経営を統計で把握するのでなく、専業経営を先に確定して、総経営数から控除した残りを兼業経営とする方法あるいは農外就労時間ではなく農業就労時間から兼業経営を規定する方法である。例えばスイスの場合、連邦統計局は所得による兼業把握の困難を理由に、年一五〇時間以下しか農業に就労しない経営を兼業経営としている。この場合も農業就労時間が少なくても農外で就労しない経営、あるいは農業就労時間がこの基準より多くて農外にも就労している経営が存在しているから、兼業経営の規定としては不正確ということになる。またイタリアの場合は幾つかの兼業経営数算定があるが、その一つである農業経済研究所の場合、農業社会保険の加入者がいる経営を専業経営とし、総経営数との差を兼業経営としている。この規定でも矢張り多くの兼業経営が専業経営に数えられる可能性が大きいといえよう。いずれにしても兼業が家族労働力の就業形態としてある以上、このような規定は問題を残すといわねばならない。

さらに付随的な問題としては、労働時間にしろ、所得にしろ、最低単位がある。たとえば日本の場合、兼業従事者の条件は年間三〇日以上就労するか三万円以上の収入であることだが、この基準も国によってそれぞれ異なっている。

最後に兼業経営の定義と統計の関連についていえば、大切な

ことは定義よりは統計の整備にあるのであって、つまりどのような定義をとっても、統計が組み替えられるようにプログラミングされていけばいいわけである。経営主だけでなくその他の家族についても就業状態が把握されていけば、経営主基準の兼業経営でも世帯基準の兼業経営でも把握しうることになり、国際比較の障害の多くは克服しうる。

たとえば日本の場合、兼業経営の定義は確かに世帯基準であるが、統計自体は「世帯主・あとつぎ兼業」「世帯主兼業」「あとつぎ兼業」「その他世帯員兼業」という形になっているから、何時でも経営主基準の兼業経営が取り出せる形になっている。アメリカの場合は逆に経営主基準であるが、世帯基準でも把握できるし、西ドイツの場合も、「労働力統計」を使えば、そのような読み替えが出来る。兼業経営の正確な把握が必要になるにつれ、統計の方は整備されてくるから、兼業規定が統計の不備のため制約されるという事態は今後少なくなっていくであろう。

つまり兼業現象の理解に最もふさわしい兼業規定を適用しうる条件が確立されることが大切であって、その意味では今日の各国の経営統計は経営主基準にとられ過ぎており、むしろ統計の方から変えていくことが必要ではなからうか。ECの農業構造調査は統計基準を統一して調査するという点では、既に大きな前進を示しているといつてよい。

第2表 各国の専兼区分

グループ	区分対象	基準	
I. アメリカ(1969), カナダ(1970), フィンランド(1969)	経営主	農外労働	日数
II. オランダ(1975), ベルギー(1970)	〃	労働時間	比率
III. フランス(1970), イタリア(1970), スイス(1975)	〃	〃	無, 副, 主
IV. ノルウェー(1972)	〃	農外所得	無, 副, 主
V. オーストリア(1970)	経営主夫 経営主婦	労働時間	比率
VI. 西ドイツ(1975)	経営主夫 経営主婦	労働時間 所得	副, 主 比率
VII. 日本(1975)	世帯員	農外従事 所得	有, 無 大, 小

出所: OECD, *Part-Time Farming in OECD Countries, General Report*, 8~9頁の表を整理。

第二表はOECD報告書で取り上げられた国(アイルランドとニュージーランドを除く)の専兼区分基準を再整理したものであるが、この表以外にも別の区分基準が各国にあることは既に指摘した。これで見限りオーストリア、西ドイツ、日本の区分基準が特異であることが判るが、一般的には経営主の労働配分が支配的である点も確認することができよう。

注(1) アメリカの場合、六九年センサスでは一〇ヘクター以下では年販売額二五〇ドル以下、一〇ヘクター以上

では同じく五〇ドル以下の農場はセンサスの対象から除外される。また西ドイツの場合、七一年センサスでは農林用地一ヘクター以上の経営を対象として、農業用地一ヘクター以下の場合には年販売額四千マルク以上の経営だけが対象とされている。

(2) A. Brun, P. Lacombe et C. Laurent, "La place des agriculteurs à temps partiel en France", *Economies et Sociétés*, Cahiers de l'ISEA, Série AG. N° 10, 1972.

(3) アメリカの場合、経営主の年齢が六五歳以上で、年販売額が五〇ドル~二五〇〇ドル層は半隠退経営とされている。

三 兼業化の程度と動向

農業経営あるいは兼業経営の定義の違いはあるにしても、兼業経営の一般的な広がりには国際的に確認することができる。報告された国の中で兼業化率の高い国が六カ国あるが、これは二つのグループに分けて考えられる。第一はアメリカ、西ドイツ、日本で、第二次大戦後高度に工業発展のみられた国々であり、第二はスイス、オーストリア、ノルウェーといった山岳国ないし高緯度国である。いずれの場合も兼業経営が専業経営を数の上で上回っているだけでなく、農外就労が主である第二種兼業

第3表 各国の兼業率の動向

(単位: %)

	1960	1965	1970	1975
オーストリア	48.0		52.0	54.2 ⁷⁾
西ドイツ		59.1	56.9	54.8
ノルウェー	60.9 ¹⁾		66.8 ⁶⁾	65.6 ⁸⁾
スイス		46.8		51.4
アメリカ	44.9 ¹⁾	46.3 ⁴⁾	54.3 ⁶⁾	
日本	65.7		84.3	87.5
フランス	18.1 ²⁾	18.5 ⁵⁾	22.6	20.1
ベルギー		35.2	35.5	35.0 ⁹⁾
イタリア	48.8 ³⁾	51.2 ⁵⁾	54.5	
オランダ			16.5	18.0

注. 1) は1959年, 2) は1963年, 3) は1961年, 4) は1964年, 5) は1967年, 6) は1969年, 7) は1973年, 8) は1972年, 9) は1976年.

出所: OECD, *Part-Time Farming in OECD Countries, General Report*.

経営の比率が四〇%以上をしめている。

この中でわが国の兼業農家率八七%、二兼率六二%という数字は格段に高い。しかしこの高率は先に定義のところでも検討したように、日本の経営統計が著しく小さい層まで対象としていること、さらに専業の規定が際立って狭く、逆に兼業経営の規定が著しく広い点が相当影響している。すなわち一九七五年に存した四九〇万戸の農家のうち約九〇万戸は農産物販売を全く行っていない自給経営であったが、このような経営は他の国

の経営統計では対象から除外されている場合が多い。当然この経営層は兼業経営が大半をしめるであろう。今この九〇万戸がすべて兼業経営であると仮定して除外し、経営主兼業率を出すと五四%となり、欧米諸国の兼業率の高いグループと余り違くない。

ここで挙げられた国のほか、イタリアも兼業率の高いケースに入れられるかも知れない。イタリアの場合、先にのべた如く兼業率について幾つかの推計があり、しかもその結果が大きく違っている。人口センサスの職業データでは、独立した本業の農業者 (Independent professional farmer) は二八%に過ぎず、残りの七二%は農業労働者を含んだ兼業者ということで、極めて高率になるが、他方農業センサスでは農外雇用を有する農業者の比率は三三%ということと著しく低い。さらに農村社会研究所 (INSOR) の算定値は、兼業率五五%ということで、両者の中間にくる。この国立農村社会研究所の算定方法は、フルタイムの本業農業者以外の者を兼業者と規定する考えに立ち、農業社会保険登録者をもたない経営が兼業経営とされるがこのINSORの兼業率でもイタリアは高いグループに入る。

相対的に兼業率の低い国の中で、カナダはアメリカと、またフィニランドはノルウェーと類似性を持ち、工業化の進展如何で今後兼業率の上昇が予想されている。オランダ、ベルギーは条件的には西ドイツに近いが、兼業率は著しく低い。オランダ

の場合は、一つには統計上の農業経営規定が狭いこと（一〇標準単位以下の経営は除外。一〇標準単位は製作で三ヘクタール、乳牛なら四頭に相当）、第二には農業条件がよく、経営がより集約的であることが原因になっている。ベルギーの場合はオランダと異なり、零細な経営も農業統計に入っているが、西ドイツとくらべて農民層分解が徹底し兼業経営の解消が進んだためである。ただ低いグループの中では最も高い国の一つである。フランスの兼業率は西欧諸国の中では際立って低い⁽³⁾が、通常農外雇用機会の欠如で説明されている。ここでは専業の低所得経営の多いことと、経営減少率の高いことが低い兼業率を結果していると考えられる。

次に時系列で兼業率の動きをみると、ここでも兼業の規定が時期により変化していて、必ずしも正確な比較ができないケースが多い。第三表で大凡の傾向をみると、六〇年代始めからの動きとしては一般に兼業率の上昇が指摘できよう。とくに上昇の目立つのは日本であるが、逆に西ドイツでは若干低下を記録している。この点に関しては農家、とくに零細経営の減少程度が関連している。⁽³⁾兼業経営率の長期的な比較は、データの関係で難しく、精々第二次大戦以降に限られるが、アメリカとイタリアについては、一九三〇年頃からの数値がえられ、アメリカでは兼業率が高くなった時期は四四～五四年と六四～六九年で、五四～六四年の期間は殆ど変化が生じていない。

兼業を一兼と二兼に分けてみると、六〇年以降の動向は、一兼が減り、二兼が増加するという形が一般的に認められるが（西ドイツ、オーストリア、アメリカ、日本）、これは兼業内容の変化を反映している。すなわち伝統的な農外就業機会と結合する第一種兼業が後退し、恒常的な賃労働と結合とする第二種兼業が普及していることである。

二兼化とならんで、兼業の規模階層の拡大現象も共通して認められる。

第4表 経営主兼業と世帯員兼業
(単位：%)

	(1) 経営主のみ 他就	(2) 経営主と 家族他就	(3) 家族員の み他就	計
アメリカ(1964年)	35	11	17	63
日本(1977年)	43	20	23	87
フランス(1967年)	13	6	14	33
西ドイツ(1974年)	40		22	62

出所：アメリカ—大内力『現代アメリカ農業』（東京、東大出版会、1975）、186～189頁。

日本—『農林省統計表、昭和52年』。

フランス—OECD, *Part-Time Farming*, France, p. 6.

西ドイツ—Statistisches Bundesamt, *Ausgewählte Zahlen für die Agrarwirtschaft*, 1977.

OECDの報告では問題にされていないが、経営主の兼業と経営主以外の世帯員兼業の状況を統計の存する国についてみておくと、アメリカの場合、六四年のセンサスでは相当する統計がなく、五九年センサスを基礎にした大内教授の推計がある⁽⁴⁾（第四表）。これによると、経営主のみの兼業三五%、経営主と世帯員の兼業一一%、世帯員のみの兼業一七%とされ、世帯員のみの兼業まで入れた兼業率は六三%に達する。兼業全体の中で世帯員だけの兼業のしめる比率は、アメリカと日本では偶然二七%で同じである。フランスの場合は四四%、西ドイツ三五%で、西ヨーロッパの場合、世帯員だけの兼業の相対的な比重はかなり高いように思われる。それだけに経営主基準の兼業だけで事態をみることの危険が一層強いのではなからうか。現在のところ欧米ではわが国のような後継者の就業状態まで把握した統計がないから、この世帯員だけの兼業、あるいは経営主と世帯員の同時兼業の内容がどういうものか明らかにすることができない。従来欧米の農業経営については核家族的イメージで把握されて来たが、兼業現象についてはこのイメージは必ずしも妥当しない。世帯員兼業については、誰がどのような形で関連しているのかもっと実的につめる必要がある。

注(一) 厳密には販売収入のない農家でも、約五%は専業経営という結果が七五年センサスでは出てくる。

(2) 一九六六年のEC構造調査の結果では、経営主兼業

が三四%、家族員兼業が一六%で、広義の兼業率では五〇%を越えている。同じ調査で西ドイツのそれはそれぞれ三四%、二四%で、殆ど違わない。

(3) 一九六〇～七五年の農家の減少率は日本の一八%減に対し、西ドイツは三五%減で、減少率は高い。兼業の形で農業にとどまる程度は日本の方がはるかに強いということができよう。

(4) 大内力『現代アメリカ農業』（東京、東大出版会、一九七五年）、一八七～一八八頁。

四 兼業化の動機と兼業種類

兼業化の理由、動機については、各国報告の中でもモノグラフィーを利用する形で取り上げられている。農業者を兼業に向かわせる要因として従来ブル要因とプッシュ要因に分けて分析がなされて来たが、本報告でもそうした方法がとられている。ブル要因としては第二次大戦後の経済成長による雇用の拡大、とくに農村部での労働市場の展開と道路、輸送事情の改善が挙げられて、戦後の賃労働者兼業の一般的な普及を理由づけている。他方農業の側から兼業に押し出していくプッシュ要因としては、農業が兼業という形でも営みうる条件として生産力的側面が取り上げられる必要がある。

かつての家族協業の形で支えられてきた農業が兼業として続

けられるには、技術面の対応を除外しては考えられないが、O E C D の報告ではこの面の分析が足りない。逆に兼業を必要とする要因については、兼業動機調査に依りながら、かなりのスペースがさかれている。動機分析からは共通して所得補充が大きなウエイトで出てくるが、しかし所得補充の場合も、農業の低所得をうめるといった文字通りの補充から、既に安定した農外就業を行いながらさらに農業収入を追加的に獲得するといった者まで広い幅が存する。古典的な兼業動機である劣悪な農業所得と農外就労の結合だけでは説明しえない、新しいタイプの兼業が存在するといえよう。

動機調査も方法や質問項目の違い等で必ずしも国際比較が可能なる形になっておらず、その点で国際的に統一された基準による調査が望まれよう。しかし各国で行われた調査だからでも、兼業動機の多様化を窺い知ることができる。

動機の中で日本の側からみて特異なものとしては、専業経営へ上昇する農業階梯（アグリカルチャル・ラダー）として行われる兼業があり、主としてアメリカ、カナダ、ニュージーランドといった新大陸の国々でみられる。これは主として若い農業者が将来の経営拡大のための資本蓄積の一段階として行うものであるが、ヨーロッパの国々の場合は、こうした農業階梯は一般に存在しない。それでも農業基盤の拡充のための兼業というのは動機調査の中では一定の頻度で見受けられる。

もう一つ我々にとって異質なのは、都市出自型の兼業であろう。アメリカのミシシッピ・クレイヒル地域の調査では、兼業の五分の一はかつて専ら農外就業を行っていた者であり、同様のケースはイギリスやフランスの場合にも指摘されている。この場合、兼業の動機は資本の有利な投下部門として、インフレヘッジないし税金対策がかなり大きなウエイトを持つてくるが、そのほか非所得的な動機ないし文化的な要因も見落とせない意味を持つているように思われる。

兼業動機の中では所得とならんで、安定（セキユリティ）が大きな柱として挙げられるが、この安定という動機もかなり広い意味をもたされており、検討される必要がある。最も具体的ではつきりしているのは、兼業者の営む農外就業の不安定性に基因するもので、これにはまた未熟練労働力としての立場からくる不安定性と兼業者の多く就業する産業部門の不安定性が考えられる。これらの不安定性は当然それを補うものとして農業面に安定を求めることになる。しかし動機調査で表明される安定への志向はもっと深い背景を持つているように思われ、現代社会自体の不安定性につながるものが隠されている。現在行われている兼業の動機調査では、安定志向のより深い解明にまでは至っていない。

動機調査としては「兼業を始めた動機」だけでなく「兼業を続けている理由」あるいは「兼業を放棄した理由」についても

調査される必要がある。大半の調査では「始めた動機」と「続けている動機」が区別されていない。

この点に関連するが、兼業はまた土地の賃貸ないし売却と対立する意志決定であるから他産業就業の理由だけでなく、何故借地や売却を選択せず兼業を選んだかという問いも必要であろう。オーストリアの二四のコミュニティを対象とした調査では、「土地を売らない理由」「賃さない理由」が把握されていて興味深い。賃さない理由としては「安い農産物自給」「農村居住のメリット」「農業所得の不十分さ」で八〇%を占めている。

しかし「農業所得の不十分さ」という答えの場合でも、小作に出した場合の地代収入との比較がどこまで意識されているのか、意識調査だけでは判らないが、これは一般的な動機調査の限界というべきかも知れない。

兼業動機とならんで、兼業経営の営む兼業種類についても一定の把握がなされている。国によって内容は異なるものの、第一に伝統的な性格の兼業が挙げられる。北欧や山岳地の林業、ノルウェーの漁業、そのほか村の小営業や小売業といった昔から農業と結合していた兼業タイプで、これらは家業としてとらえれば農業と生態的にうまく組み合わせられて一単位を構成している。こうした兼業部門は季節的にも農業と補充する形になっており安定しているが、農業と結合する部門の需要が減少し、機械化が進んで自立化するようになると急速に後退する。

次に所謂賃労働兼業があるが、一部の公務関係やサービス機関の勤務を除くと、戦後各国で最も発展した兼業種類といつてよい。伝統的な兼業が季節的なものが多いのに対し、賃労働兼業は通年的な性格を多分に有しており、かつ農村からの通勤を常態としている。賃労働兼業の場合も、建設業、ホテル業のように季節的なものもあるが、多くは製造業のように季節に制約されない恒常的勤務を特徴としており、典型的な第二種兼業の型をとる。しかしOECD各国を通じて、兼業職種に占める建設業の比率は高い。同時に兼業労働力の多くは未熟練工ないし半熟練工で、兼業自体の不安定性の原因になっている。これらは教育水準、職業教育に左右され、後者はまた年齢と相関している。若い層では職業教育を受けた、資格の高い労働力の比率が高くなっている。従って恒常的勤務の場合もすべてが必ずしも安定的な就業といいきれないから、非安定的なものも安定的なものも混在しているといえよう。こうした兼業職種の違いが及ぼす作用については、本報告では余り触れられていないが、今日の兼業研究もこの点でなお埋めねばならない余地が存している。都市出自の場合、農村出自の場合と比べ、職種、地位等に違いがある点はしばしば指摘されている。

出稼ぎ型の兼業は、西ドイツ、オーストリアで週単位の通勤兼業がみられるほか、南部イタリアを除けば、長期出稼ぎは殆どなくこの点で日本は際立った存在といえるだろう。

兼業の第三のパターンはツーリズム（観光）と結びついたものであるが、これについては本報告は殆ど取り上げていない。

僅かにイングランドとウェールズの状況が紹介されているに過ぎないが、ここでは農家の約一〇%が民宿の形で関連している。スイス、オーストリアといった山岳国ではあるいはもつと大きなウエイトを持っているかも知れない。農村、農家での保養が種々の形で推進されている西欧では、この兼業パターンは地域的には限られるとしても大きな意義を持っている。

以上の兼業パターンはまた全般的に地域的なパターンと関連している。伝統的兼業とツーリズム兼業が山村地域に主としてみられる一方、新しい賃労働兼業は平場農村とくに都市縁辺部に展開している場合が多い。このことから兼業問題についての地域的な分析視点の必要が要求されることになる。

注(1) 林業兼業にしてもかつては冬季だけの伐採、搬出作業が今日では通年化して来ており、林業が農業の補完部門から自立化している例が挙げられる。

(2) F. Breyer, *Die Wochenpendler des Bayerischen und östlichen Oberpfälzer Waldes*, München, Wirtschaftsgeographisches Institut, 1970
は週出稼ぎ地域の研究例である。これによると出稼ぎ者は必ずしも農業者だけではなく、かなり広範囲な職業者で構成されている。

《ノート》 兼業問題についての覚書

五 兼業と地域類型

戦後の兼業化は既に見た如く全国一率という形でなく、地域的な差を伴いながら進行している。このことは各国の報告の中でも具体的に示されているが、総括報告の中でも地域類型と兼業という形で若干の整理がされている。その場合、常識的なことだが、地域類型化の基準として、(a)都市・工業地域に対する近接度と (b)農業生産条件の二つがとられ、両者の組み合わせで四つの地域が類型として設定、各地域類型での農業経営の動向が考察されている。

都市・工業地域との近接、遠隔というのはあくまで相対的なものであり、輸送手段の如何によって変わってくることはいうまでもないが、ここでは雇用機会の多少と判断してよからう。

近接地の特徴として挙げられている点は

- (1) フルタイムにしろパートタイムにしろ農外雇用機会が十分に存在
- (2) 土地利用、水利用をめぐって農業とその他の部門に利害対立が発生・増大
- (3) 特化し集約化した形の専業経営の存在
- (4) 人口構成の複雑化

こうした地域でしかも農業条件（肥沃度、構造条件等）が良い地域では、専業比率が高くなる方向で農民層の分解は進み、

農業離脱は兼業化の方向をとらない。もち論兼業でも生活しているが、農業内の条件が専業経営の形成を促進する。かかるケースとして、イル・ド・フランス、ウィーン地域、北バーデン等が挙げられているが、日本の場合現在このタイプの地域は極めて少ない。西ドイツでもヴェルシュニツキが都市近接地での専業化傾向をかなり早い時期に検証している。ここでは小農は兼業よりはむしろ土地を貸すなり売るなりして脱農するわけだが、何故このような選択が行われるかについては明確な説明がなされていない。土地制度のあり方、農外就労機会の性格等多くの要因が作用していることはいうまでもないが、この点の一層の解明が今後の課題の一つといえよう。

次に同じ近接地でも農業条件の悪い地域、主として構造条件に欠陥のある場合には、専業経営形成の力は弱く、兼業が広く出現し、土地は専らインフレに対する安全弁とみなされる。このケースとしてはオーストリアの西部地域、フランスのアルザス・ロレーヌ、西ドイツの一部地域が挙げられている。もし農外雇用条件の面で差がないとすると、ここでは兼業化の規定要因は農業内的な条件にあることになる。

- 他方、遠隔地域の場合は近接地と違い、
- (1) 雇用は既存のものを除けば、公共サービスに限定
 - (2) 第一次産業部門の就業比率の高さ
 - (3) 人口減少が村落の公共サービスの経済的基盤の崩壊につ

ながっている

といった状況下にある。遠隔地でもアメリカ合衆国の西北中央部に代表されるような農業条件に恵まれた地域では、専業経営の比重が一層高くなる形で分解が進み、兼業経営として滞留することがない。日本の十勝地域などもこの類型に入れられるであろう。

第四類型である遠隔不良地域は、今日の先進工業国の農業問題地域の核を形成している。ここでは人口の急激な減少、流出も、所得問題の解決にはならない。地域全体が農業的には限界地であり、耕境外に追いやられる結果、土地の集中による大経営の形成すら生ぜず、不耕作地として表面化する。ノルウェー北部やスイス、フランスの山岳地域が該当する。

こうした過疎化が著しく進行する前段階として、兼業化が進行するが、兼業化といっても近接地での兼業とは内容的に異なり、兼業の条件は極めて悪く、週単位の稼働や一時的な兼業が主流をしめる。更に政策的に直接的な所得移転の措置によって辛うじて地域が維持されている。従って現在の兼業者が老齢化し、その後継者の世代になれば、別の選択がなされ、過疎の段階に入ることが予想されよう。プリーベが兼業によって山岳地域や遠隔地域の景観が維持され、地域の経済力が維持されているとして、兼業の機能を高く評価したのは、こうした地域の状況を背景にしていたわけだが、OECDの報告に関する限り、

こうした地域での兼業の機能は過渡的であり、積極的な側面として取り上げられてはいない。

以上の地域類型からすると、兼業はいずれにしろ農業内的条件の悪い地域で生じていることになり、農業生産条件の良い地域では、労働市場の展開にかかわりなく専業化の方向が貫徹しているといえよう。

このような地域類型で落ちているのは作目と兼業の関連で、たとえばフランスの例で示されているように、ぶどう栽培と兼業との間には強い相関関係がある。つまり作られる作物の性格が兼業化に大きな影響を及ぼしている点で、これはわが国の稲作と兼業の関係を考える場合に一つの示唆になるだろう。土地生産にくらべ畜産は作業自体が周年的であり、かつ専業間の生産力格差が大きいとされる。普通畑作が大凡畜産と結びついている西ヨーロッパの現状の下では、全面的な兼業化は生じないと考えられる。オール兼業といった極端な形態は、そもそも農業経営が単一の作物生産に限られるような条件の下でのみ生ずる現象と考えてよいのではなからうか。

注(1) かかる労働市場あるいは兼業機会との関連で兼業を研究した試みとしては、U. Werschitzky, "Nebenberufliche Landwirtschaft, Sozialökonomische Entwicklungstendenzen in industriennahen und industrialisierten Gebieten der Bundesrepublik."

III, *Innere Kolonisation*, Vol. 15, No. 9, 1966 がある。